

成績書 **(1)** 殺菌灯を組み込んだ電気消毒器自主評定試験成績書

型式：(A)法令上の区分が電気用品の電気消毒器に該当するもの用。該当しないものは※3参照

型式：(A)法令上の区分	電気用品の電気消毒器に該当しないもの
型式：(B)電気消毒器の形態	器体外照射形－固定形－任意方向照射器具単体制御形
型番	

試験実施日 開始/終了	<b>(2)</b> 年 月 日 年 月 日
製造事業者	
試験責任者	

試験項目	JLMA30 2	要求事項	<b>(3)</b>	<b>(4)</b>	備考
			適用	判定	
(1)電気用品の技術上の基準：共通の事項	箇条5	器体の材料	○	良	
	箇条5	構造（共通の事項）	○	良	
	箇条5	部品及び附属品	○	良	
	箇条5	消費電力等の許容差	○	良	
	箇条5	電圧変動による運転性能	○	良	
	箇条5	二重絶縁構造	○	良	
	箇条5	始動特性	○	良	
	箇条5	漏えい電流測定	○	良	
(2)紫外放射に対する安全性(電気用品の技術上の基準：電気消毒器の構造) ※1 <b>(5)</b>	箇条5	電気消毒器の構造（以下、別表第八2(21)電気消毒器 イ構造の解釈及び解説の細目）			
		解釈（イ）器体内のみに殺菌灯を照射するもの	—	—	※1
		解釈（ロ）器体外に直接殺菌灯を照射するもの a項（紫外放射照度に関する）	○	良	※1
		上記、解釈（イ）に対する解説4項	○	良	※1
		上記、解釈（ロ）aに対する解説5.(1)項	—	—	※1
		上記、解釈（ロ）aに対する解説5.(2)項	○	良	※1
		上記、解釈（ロ）aに対する解説5.(3)項	—	—	※1
		上記、解釈（ロ）aに対する解説6.項	○	良	※1
		解釈（ロ）器体外に直接殺菌灯を照射するもの b項（表示に関する）（参考 技術資料305 箇条7）	○	良	※1
		上記、解釈（ロ）bに対する解説7.項	○	良	※1
上記、解釈（ロ）bに対する解説8.項	○	良	※1		
(3)電気/熱/機械特性（電気用品の技術上の基準：電気消毒器）	箇条5	電気消毒器の絶縁性能	○	良	
	箇条5	電気消毒器の平常温度上昇	○	良	
	箇条5	電気消毒器の異常温度上昇	○	良	
	箇条5	電気消毒器の機械的強度	○	良	
(4)雑音特性	箇条5	雑音の強さ	○	良	
(5)電気消毒器の殺菌性能 ※2 <b>(6)</b>	箇条6	論文又は公的機関のデータを根拠とした、紫外放射及び消毒の効果	○	良	※2
	箇条6	消毒に関する適用範囲	○	良	※2
	箇条6	消毒に関する使用条件	○	良	※2
	箇条6	紫外放射の波長を含み、使用条件に関する紫外放射又は消毒の効果	○	良	※2
(6)表示事項	8.2	表示の明瞭さ及び耐久性	○	良	
	8.2.1	製品（本体）への表示事項	○	良	
	8.3	包装（個装箱）への表示事項	○	良	
	8.4	取扱説明書及び施工説明書への表示事項	○	良	
	8.5	ウェブサイト、カタログなどへの表示事項	○	良	

※1 「紫外放射に対する安全性：対応表」に示される事項を適用して合否判定し、個別の試験成績書を提出すること。

※2 「電気消毒器の殺菌性能確認表（書式1又は書式2）」も併せて完成するとともに、個別の試験成績書を提出すること。

・その他に個別成績書を提出することなどが必要であると判断した場合には、備考欄に適宜マークをして対応関係を示すこと。

※3 電気用品安全法に該当せず、かつ異なる要求事項を採用した場合は、備考欄に、その要求事項の名称を記入し、合否判定すること。

## 殺菌灯を組み込んだ電気消毒器自主評定試験成績書 記入手順書

- 【1】 型式(A)法令上の区分が、電気用品の電気消毒器に該当しないものは※3参照。  
電気用品の技術上の基準に準拠するか、又は準拠せずに異なる要求事項を採用した場合は、備考欄に、その要求事項の名称を記入し合否判定する。
- 【2】 試験を実施した期間を記入する。上段が開始日、下段が終了日。年の表示は西暦で記入する。
- 【3】 適用の場合は「○」、非適用の場合は「－」をプルダウンリストから選択。
- 【4】 合格の場合は「良」、非適用の場合は「－」をプルダウンリストから選択。
- 【5】 (2)紫外放射に対する安全性（電気用品の技術上の基準：電気消毒器の構造）に関する10項目のどの要求基準を満たす必要があるのかは、「紫外放射に対する安全性：対応表」を参照し、各自申請する製品の型式の区分(B) 電気消毒器の形態によって判断する。  
この手順書で「※1」が記入されている備考欄は、各自の申請に応じて適用すべき項目の備考欄のみ「別紙1」等と書き換えて対応するエビデンス資料を添付する。非適用となる項目の備考欄は空白とする。  
なお「上記、解釈（ロ）dに対する解説6.項」の要求事項に関し、リスクアセスメントは詳細をすべて記述する必要はなく、適切に行われた旨を宣言する内容でよい。
- 【6】 (5)電気消毒器の殺菌性能に関しては、区分(B) 電気消毒器の形態に応じて「電気消毒器の殺菌性能確認表（書式1）」又は「電気消毒器の殺菌性能確認表（書式2）」も作成して提出する。  
また、この手順書で「※2」が記入されている備考欄は「別紙1」等と書き換えて、個別の試験成績書及び必要なエビデンス書類を添付する。